次期評議員候補者(2023年4月就任)推薦のお願い

日頃は、校友会活動にご協力を頂きまして、誠に有難うございます。さて、現在の校友会のお世話をさせていただいております現役員の任期が、2023年3月末をもちまして満了致します。その為に、本会の正会員※から次期役員を選出する必要があります。

選出に係わる細則(評議員選出細則は裏面に掲載)に則り、次期役員を選出致します。なお、 会則等の規程につきましては校友会ホームページにも掲載させていただいております。

追手門学院大学校友会結成 50 周年記念事業で1年延期しておりました、記念式典・祝賀会を5月28日(土)にリーガロイヤルホテル大阪にて開催し盛会にて終えることが出来ました。校友会結成50周年を節目として、校友会組織も次の段階へと入りました。現在「校友会グランドデザイン」を3月末に発表出来ますよう準備を進めております。

母校の追手門学院大学も安威キャンパス、総持寺キャンパスの2キャンパス化へと大きく発展しました。総持寺キャンパスにおいては、既にⅡ期工事が始まっています。在学生も8,000名を超え、規模も大きくなりました。

2018年度からは学生の会員化も行い、このことにより我々卒業生60,000名も校友会活動を通じて、学生の支援や母校の発展のために寄与することが大きな責務となってきました。

このような校友会の活動に、ご理解とご協力をいただける役員を正会員の中から推薦いただきますようお願いいたします。卒業期、学部・学科、ゼミ、クラブ等の同期や先輩、後輩など幅広くご推薦をいただきますようお願い致します。また、20代、30代などの若年層の卒業生のご推薦も是非ともお願い致します。

※正会員とは、追手門学院大学・大学院の卒業・修了をして、終身会費を納めた者 (2018 年度入学生からは卒業・修了後、自動的に正会員になります。)

次期評議員選出の手順

- 1.「評議員候補者推薦書(1号評議員)様式1」(コピー不可となっています)に必要事項を記入の上、推薦者が自署捺印して下さい。2名以内(自己推薦可)を推薦して下さい。
- 2. 市販の封筒に「校友会評議員選出委員会」宛と記入して「推薦書」を封入し、郵便にて送付してください。(ファックス・電子メール・持参は不可)
- 3. 次期評議員推薦の締め切りは、10月31日(月)の消印日まで有効です。
- 4. 評議員選出委員会の委員立ち合いのもと開封し、候補者一覧表を作成します。
- 5. その後、候補者には就任の意思確認を行います。
- 6. 候補者一覧表をホームページ上に、12月13日(火)に公表します。
- 7. 候補者一覧表をご覧いただき、正会員からの異議申し立てを12月24日(土)まで文書にて受付します。
- 8. 期間内に異議申し立てが無ければ次期評議員に就任して頂きます。

追手門学院大学校友会評議員選出細則(抜粋)

本会評議員の選出について、本会会則の第26条に従って、ここに選出細則を定める。

第1章 1号評議員の選出

「選挙権者と被選挙権者」

- 第1条 本会の活動の基盤となる1号評議員選挙については、会員の推挙推薦並びに、評議員選出委員会によって、1号評議員候補者を選び、会員の同意を得て決定する。なお、評議員数は、会員総数の300分の1以内を選出するものとする。
- 第2条 本会会員中、正会員のみが本会1号評議員に就任することが出来る。
- 第3条 本会会員は、1号評議員候補者として2名以内を推薦することが出来る。また、評議員選出委員会は全体の候補者 状況を見て、評議員選出委員長名にて追加推薦をすることが出来る。なお、推薦には自己推薦も含めるものとす る。
- 第4条 前条の本会1号評議員候補者の内、次に該当する会員は、推挙推薦があったとしても本会1号評議員候補者として の資格を失う。
 - ① 本会終身会費を納めていない者
 - ② 連絡先不明で連絡が取れない者
 - ③ 評議員選出委員会が評議員としてふさわしくないと判断し、それを理事会が了承した者

[評議員選出委員会]

- 第5条 本会1号評議員選出に際しては、評議員選出委員会を設置する。
- 第6条 評議員選出委員会は、監事と会長が指名する副会長2名、常任理事2名をもって組織する。
- 第7条 評議員選出委員会は、正会員より文書による問い合わせがあった場合には、選出の内容を公開する。但し、会員の 人権に関わる内容については公開しない。

「選挙方法]

- 第8条 本会正会員は、「評議員候補者推薦書(1号評議員)」別紙様式1に則り、所定の項目に記入の上、捺印し、封筒 に入れ、所定の期日までに評議員選出委員会宛に郵送する。郵送以外の方法による受付は認めない。
- 第9条 評議員選出委員会は、期日を定めて、次の事を行う。
 - ① 本会正会員から、郵送されてきた「評議員候補者推薦書(1号評議員)」に記載されている事項を検証して、 1号評議員候補者一覧表を作成する。なお、評議員選出委員会による推薦者もこの表に加え、このことを明記 する
 - ② 本細則第3条による1号評議員候補者は、本会1号評議員の推薦を受けるかどうかについて、「校友会評議員 就任承諾書」別紙様式3を送り、就任し、校友会活動に参加するかの意思の確認を行う。なお、本会ホームページに公示することを拒否する者は、1号評議員候補者の資格を失う。
 - ③ 1号評議員候補者一覧表を、本会ホームページに公示する。また、定められた期日までに正会員からの文書による異議申立ての受付を行う。
 - ④ 前項の結果を、速やかに本会理事会に報告し、次期評議員を確定する。
- 第10条 前条の取り扱いを総て終了した段階で、評議員選出委員会は1号評議員候補者に対し、「校友会評議員就任書」別 紙様式4を送り、その結果を会員に告知する。

次期評議員選出日程

< 2 0 2 2年>

10月 1日(土)選挙の公示

10月11日(火)評議員候補者推薦書受付開始

10月31日(月)次期評議員候補者推薦書受付締切(消印有効)

11月 9日(水)次期評議員選出委員会にて、候補者案の策定 (会員数の300分の1以内)

11月26日(土)常任理事会・理事会にて、候補者案の承認

11月28日(月)次期評議員候補者に就任承諾書の送付

12月12日(月)就任承諾書の締切(消印有効)

12月13日 (火) 次期評議員候補者名を校友会ホームページにて公示

12月24日(土) 異議申し立て締切(消印有効)

< 2 0 2 3 年>

1月29日(日)理事会・評議員会にて、次期評議員の承認

2月 8日(水)役員選出委員の選出

2月18日(土)次期評議員会開催

3月11日(土)次期評議員会開催 役員の承認

4月 1日(土)次期役員就任